

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部改正  
（県例規集登載）

子ども家庭課

### 【告示】

○ 岡山県青少年健全育成条例に規定する有害な写真並びに推奨、指定及び規制に関する基準の一部改正  
（県例規集登載）

〃

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

都市計画課

### 【公告】

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

### 【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指  
定の一部改正

選挙管理委員会

### 【教育委員会】

○ 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

教育委員会

○ 岡山県立高等学校転入学に関する規程の一部改正

〃

○ 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則の一部改正  
（以上県例規集登載）

〃

### 【正誤】

○ 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則の一部改正の正誤  
（県例規集登載）

〃

◎岡山県規則第六十五号

岡山県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年岡山県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条第二号ロ中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百一号

岡山県青少年健全育成条例に規定する有害な写真並びに推奨、指定及び規制に関する基準（昭和五十二年岡山県告示第七百十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二の三のA中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市三石字コ川林三一二四、三一二五の一、字尾山小池三一二六、三一三〇、字長山小池三一二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字コ川林三一二五の一・字尾山小池三一二六・三一三〇・字長山小池三一二九  
(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業山手公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	総社市
事業の種類及び名称	岡山県南広域都市計画 下水道事業 山手公共下水道
事業施行期間	昭和五十七年三月三日 から 令和七年三月三十一日 まで
事業地	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

〔三九九〕国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和五年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	調査を行った者の名称
倉敷市の地籍図及び地籍簿	調査を行った期間
老松町二丁目一部・老松町三丁目一部及び老松町四丁目一部	成果の名称
老松町二丁目一部・老松町三丁目一部及び老松町四丁目一部	調査を行った地域
令和五年八月二日	認証年月日

〔四〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字三ノ割二四八―一、二四八―三、二四八―四、二四八―五、二四八―六、二四八―七、二四八―八、二四八―九、二四八―一〇

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田四丁目六―一〇

大和ハウス工業株式会社岡山支社

支社長 出宮直世志

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月十二日岡山県指令建指第四一―号

〔四〇一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字三ノ割二四八―一、二四八―三、二四八―四、二四八―五、二四八―六、二四八―七、二四八―八、二四八―九、二四八―一〇

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田四丁目六一〇

大和ハウス工業株式会社岡山支社

支社長 出宮直世志

五 許可年月日及び許可番号

令和五年一月十二日岡山県指令建指第四一―一号



◎岡山県選管告示第六十一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年八月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中「岡山赤十字病院玉野分院」を「岡山赤十字玉野病院」に改める。

◎岡山県教育委員会規則第十号

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年八月十日

岡山県教育委員会

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則（昭和三十年岡山県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第六条中「高等学校の校長」を「別表第二の上欄に掲げる高等学校の校長」に、「の百分の五」を「に係るそれぞれ同表下欄に定める率」に改める。

附則第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

別表倉敷学区の項中 「岡山県立総社高等学校」を「岡山県立総社高等学校」に改め、岡山県立矢掛高等学校

「校地を除く。」

同表美作学区の項中 岡山県立真庭高等学校 を「校地を除く。」に改め、同表西備学区の項中 岡山県立林野高等学校

岡山県立井原高等学校 を「岡山県立井原高等学校」に改め、同表備北学区の項中 岡山県立矢掛高等学校

「岡山県立高梁高等学校

の項中 岡山県立新見高等学校 を「」に改め、同表東備学区の項中

岡山県立真庭高等学校

「岡山県立瀬戸高等学校

岡山県立邑久高等学校 を「岡山県立瀬戸高等学校」に改め、同表を別表第一と

岡山県立和気閑谷高等学校

し、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第六条関係）

高等学校	特例による入学許可率
岡山県立岡山朝日高等学校	百分の五
岡山県立岡山操山高等学校	百分の五
岡山県立岡山芳泉高等学校	百分の五
岡山県立岡山一宮高等学校	百分の五
岡山県立西大寺高等学校	百分の五
岡山県立瀬戸高等学校	百分の二十
岡山県立倉敷青陵高等学校	百分の五
岡山県立倉敷天城高等学校	百分の五
岡山県立倉敷南高等学校	百分の五
岡山県立倉敷古城池高等学校	百分の五
岡山県立玉島高等学校	百分の五
岡山県立津山高等学校	百分の五
岡山県立玉野高等学校	百分の十五
岡山県立笠岡高等学校	百分の十

岡山県立井原高等学校  
岡山県立総社高等学校  
岡山県立勝山高等学校（蒜山校地を除く。）

百分の五  
百分の五  
百分の五

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に岡山県立高等学校（以下「高等学校」という。）に在学している者で施行日以後引き続きその高等学校に在学するものについては、なお従前の例による。

3 施行日以後において高等学校に転学、転科若しくは編入学をしようとする者又は転学、転科若しくは編入学をした者については、当該者の属すべき又は属する年次の在学者に適用される規定の例による。

◎岡山県教育委員会訓令第七号

岡山県立高等学校長

岡山県立高等学校転入学に関する規程（昭和六十三年岡山県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月十日

岡山県教育委員会

第三条第一項第一号中「別表」を「別表第一」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第五号

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則（昭和四十一年岡山県教育委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月十日

岡山県教育委員会

様式第二号中

「  
5%  
入学者  
」

を

「  
5%  
等入学者  
」

に改め、同様式備考第一号中「別表」を「別

表第一」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示による改正前の岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三	行
第一号	誤
第十号	正

〔一〕 令和四年三月二十九日付け公布岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則の一部改正（岡山県教育委員会告示第二号）に誤りがあった。